

経営権争奪事件からみた会社法実務発展（三） 董事の利益相反に係る回避制度

『先頃、経営権争奪事件が勃発した上場会社 T は、伝染病の流行により株式総会の開催を延期した。その際に T 社の会社派（経営陣）が T 社の経営権の取得を目論み、T 社の委任状を求めているところであった上場会社 C に戦いの場を移したことから、ただちに両陣営において法律上の攻防戦が展開されるに至った。上場会社 T の経営権取得を試みて C 社が Web 会議をもって開催した董事会において、C 社の董事長は、T 社の投資案に関する議案について一方的に「董事が利益相反のゆえ回避する必要がある」ことを理由にし、T 社を代表する董事の通信を強制的に切断させた。一方、C 社の監察人は、少数株主からの告発を受けて調査を行い、その結果、「C 社の董事長が董事会の決議を経ずに、委任状請求の取り扱いを高額で委託したことによって、会社に莫大な損失を与えている」として、会社法第 214 条に基づき、裁判所に対し訴訟を提起した。』

上述の事件から出発して、「董事の利益相反に係る回避制度」と「株主の代表訴訟制度」について、台湾の会社法、証券取引法、企業合併法など関連法律規範をもとに、二回に分けて概略の説明を行う。本文においては、まず「董事の利益相反に係る回避制度」について説明する。

一、董事の利益相反に係る回避制度

董事の利益相反に係る回避制度に関しては、台湾の会社法第 206 条第 2 項に、「董事は、会議の事項について自身と利害関係があるときは、当該回董事会において、自身の利害関係の重要内容について説明をしなければならない。」と規定されている。当該条文には、2018 年の改正を経て第 3 項が追加され、「董事の配偶者、二親等以内の親族又は董事と支配・従属関係を持つ会社が前項の会議の事項と利害関係がある場合には、董事は、当該事項について自身と利害関係があるとみなす。」と規定された。そのうえ、当該条文の第 4 項によれば、会社法第 178 条の規定に準用すべきとされ、つまり、当該会議の事項について、自身と利害関係があり、会社の利益を損なうおそれがある場合は、議

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

決に参加することができないほか、その他董事を代理してその議決権を行使することができないとされている。

このほか、類似する規定は、「公開発行会社董事会議事方法」第 16 条¹及び「上場・店頭登録会社コーポレートガバナンスに係る実務守則」第 32 条²にも見ることができる。したがって、コーポレートガバナンスの目的からみれば、董事は、自身と利害関係がある議案について、その利害関係の重要内容について説明をするために意見を陳述し、答弁を行うべきであるほか、上述の関連法規命令に基づき、討論及び議決に参加することができず、その他董事を代理して議決権を行使することもできないとされているのである。

また、利益相反に係る回避制度に違反する決議の効力については、行政機関の関連書簡³において、「会社法第 189 条において、株主総会の招集手続き又はその決議方法が法令又は定款に違反したときは、株主は裁判所にその決議の『取消し』を求めると規定されている。しかし、董事会について第 189 条の規定を準用するとする規定はないため、同一の解釈をすることは困難であり、その決議が効力を生じないと認定すべきである。」という見解が示されている。この見解は学者及び裁判所⁴にも採用されていることから、**董事が自身と利害関係があり、会社の利益を損なうおそれがありながら、議決を回避しなかった場合は、当該部分の決議は無効とされるべきであると考えられる。**

1 「公開発行会社董事会議事方法」第 16 条：

「董事は、会議の事項について自身又はその代表の法人と利害関係がある場合は、当該回董事会において、自身の利害関係の重要内容について説明をしなければならない。会社利益を損なうおそれがあるとき、討論及び議決に参加することができないほか、討論及び議決のときに回避をしなければならず、その他の董事を代理して議決権を行使することができない。

(第 1 項) 董事の配偶者、二親等以内の親族又は董事と支配・従属関係を持つ会社が前項の会議の事項と利害関係がある場合には、董事が当該事項について自身と利害関係があるとみなす。(第 2 項) 董事会の決議は、前二項の規定に基づき議決権を行使することができない董事については、会社法第 206 条第 4 項に基づき、会社法第 180 条第 2 項の規定を準用して取り扱う。(第 3 項)」

2 「上場・店頭登録コーポレートガバナンス実務守則」第 32 条：

「董事は、高度な自己規律に拘り、董事会に掲げられた議案について、自身又はその代表の法人と利害関係がある場合は、当該回董事会において、自身の利害関係の重要内容について説明をしなければならない。会社利益を損なうおそれがあるとき、討論及び議決に参加することができないほか、討論及び議決のときに回避をしなければならず、その他の董事を代理して議決権を行使することができない。(第 1 項)

董事が自ら回避する事項は、董事会議事規範を明定しなければならない。(第 2 項)」

³ 經濟部民国 80 年 6 月 12 日商字第 214490 号書簡。

⁴ 最高裁判所 88 年度台上字第 2863 号民事判決。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

二、回避制度の例外

しかし、当該董事の利益相反に係る回避制度には、なおも例外がある。それは、企業合併法第 18 条第 6 項の「会社がその他の合併参加会社の株式を保有する場合、又は当該会社若しくはその指定した代表者がその他の合併参加会社の董事に当選した場合、その他の合併参加会社に係る合併事項について決議を行うときには、議決権を行使することができる。」という規定である。その立法理由は、合併は通常、会社の経営体質を向上させ、会社の競争力を強化するためであり、会社の利益を損なう状況には至らないというものである。ただし、経済部の書簡⁵によると、会社の合併である場合のみ当該条文に則って取り扱うことができ、「株式転換」、「事業譲渡」等のその他の方式を以て他社を買収するときは、当該規定の適用がなく、決議に参加する董事はなおも回避をする必要があるとされている点に注意すべきであろう。

三、終わりに

高いコーポレートガバナンスの水準を示すために、董事は、自己規律又は法律に基づくかにかかわらず、自身と関わりがあるとき、又は会社法第 206 条第 3 項に基づき、特定の身分を持つ者が会議の事項と利害関係があるときは、自発的に重要内容について説明をするほか、討論と議決のときには回避をしなければならないだろう。しかし、伝染病の流行及び社会の発展に伴い、Web 会議が次第に董事会開催の主な方式となりつつある今、今後、通信の強制切断又は強制ミュート（マイクオフ）といった類似事件が発生する可能性があると思われる。したがって、この際の重点はおそらく、利害関係の有無、及び会社の利益を損なうおそれがあるかどうかの認定に置くと考えられる。また、注意すべき点として、利益相反のおそれがある董事が法令で禁止されているのは、議決と討論に参加すること、及びその他の董事を代理して代表権を行使することのみであり、董事会への参加禁止ではないということがある。そのため、コーポレートガバナンスに配慮するとともに、権利の濫用を避けるために、上場会社は、「上場・店頭登録会社コーポレートガバナンス実務守則」第 32 条に基づき、董事の回避すべき事項を董事会議事規範に明定する必要があるほか、董事の権利を維持保護し、かつこれらの義務の履行を確保するためにも、法令に適合した董事会議事規範を明定すべきであるだろう。

⁵ 經濟部民国 91 年 6 月 3 日經商字第 09102102680 号書簡。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。